

令和8年（2026年）7月

宿泊税を充当する事業立案方針について



HAKODATE

函 館 市

1. 函館市宿泊税を充当する事業立案方針について

検討の視点

- ①納税者である宿泊者に還元できるものであること。
- ②地域が観光振興の効果を実感できる事業であること。

⇒ 函館市観光基本計画に基づく4つの取組区分のもと、来函者の満足度向上や観光誘客の強化、観光消費額の増大などに資する観光振興施策に宿泊税を活用し、今後も本市が国内外の観光客から魅力的な旅行先として選ばれるため、函館観光の価値を高める新たな取り組みを進めます。

使途に関する基本的な考え方

持続可能な観光地づくりに資する新規施策および拡充事業に使用します。
(宿泊税で新規・拡充した事業については、次年度以降も宿泊税を活用)

1 誘客による観光業の活性化

観光プロモーションを強化するほか、観光消費額を増大させる取り組みに使用します。

- ・ M I C E 誘致強化
- ・ 道外他地域との周遊連携
- ・ 消費単価の高い訪日外国人観光客の誘客 など



2 質の高い観光の提供

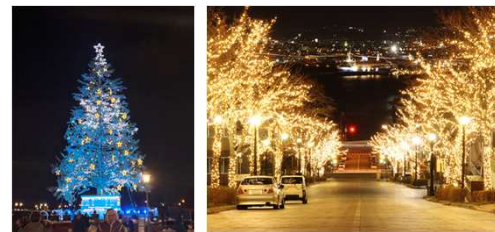
函館観光の価値を高め、観光客に満足いただける良質な観光を提供する取り組みに使用します。

- ・ デジタル技術を活用した観光利便性の向上
- ・ 観光資源の魅力向上、周辺地域の環境整備
- ・ 観光、宿泊施設等のDX支援
- ・ ユニバーサルツーリズムへの取組、支援
- ・ 縄文遺跡群の施設充実、利用促進
- ・ 観光施設等の混雑対策
- ・ 駅、空港からの2次交通強化
- ・ 災害時の観光客安全対策など

3 冬季観光の魅力向上

安定的な観光地経営のため、下半期の観光需要を喚起し、繁閑差を是正する取り組みに使用します。

- ・ 冬季における
 - ①誘客強化
 - ②新規イベント開催、拡充
 - ③コンテンツ創造、充実 など



4 人材育成

函館観光を盛り上げる人を増やし、観光への市民理解を促進する取り組みに使用します。

- ・ 観光関連産業の認知度向上、就職環境づくり
- ・ 観光業界における将来の担い手育成、確保
- ・ 市民も含めた観光客へのおもてなしの向上など



2. 充当事業について

充当の考え方

新たに実施する事業については、宿泊税を充当します。

- ⇒ 夜景の魅力向上やコンテンツツーリズムなどの新たな取り組みに使用します。
- ⇒ 特別徴収義務者交付金や宿泊税の周知・広報に係る経費にも使用します。

既存事業の拡充事例

取り組み内容を拡充して実施する事業に宿泊税を充当します。

事業内容	充当できる取り組みの一例
・国内外観光プロモーション ・コンベンション誘致 ・広域観光連携	訪問先増，ターゲット・手法の拡大，M I C E 開催に係る支援メニュー拡充，繁閑差是正に向けた冬季の観光プロモーション強化・補助制度の拡充など
・観光客受入環境整備	観光・宿泊施設等の多言語対応・DX支援による利便性向上 観光人材育成強化，フリーWi-Fiエリア拡大， 観光地区公共トイレ洋式化・バリアフリー化 など
・観光客誘致宣伝	「はこぶら」リニューアル，パンフ・ポスター等の刷新 など
・観光行事関係	イベント拡充・開催経費増嵩への対応 など
・函館山魅力向上・混雑対策	実証実験，混雑状況配信システム改良 など
・湯の川地区活性化	ブランド力向上のためのプロモーション強化 など

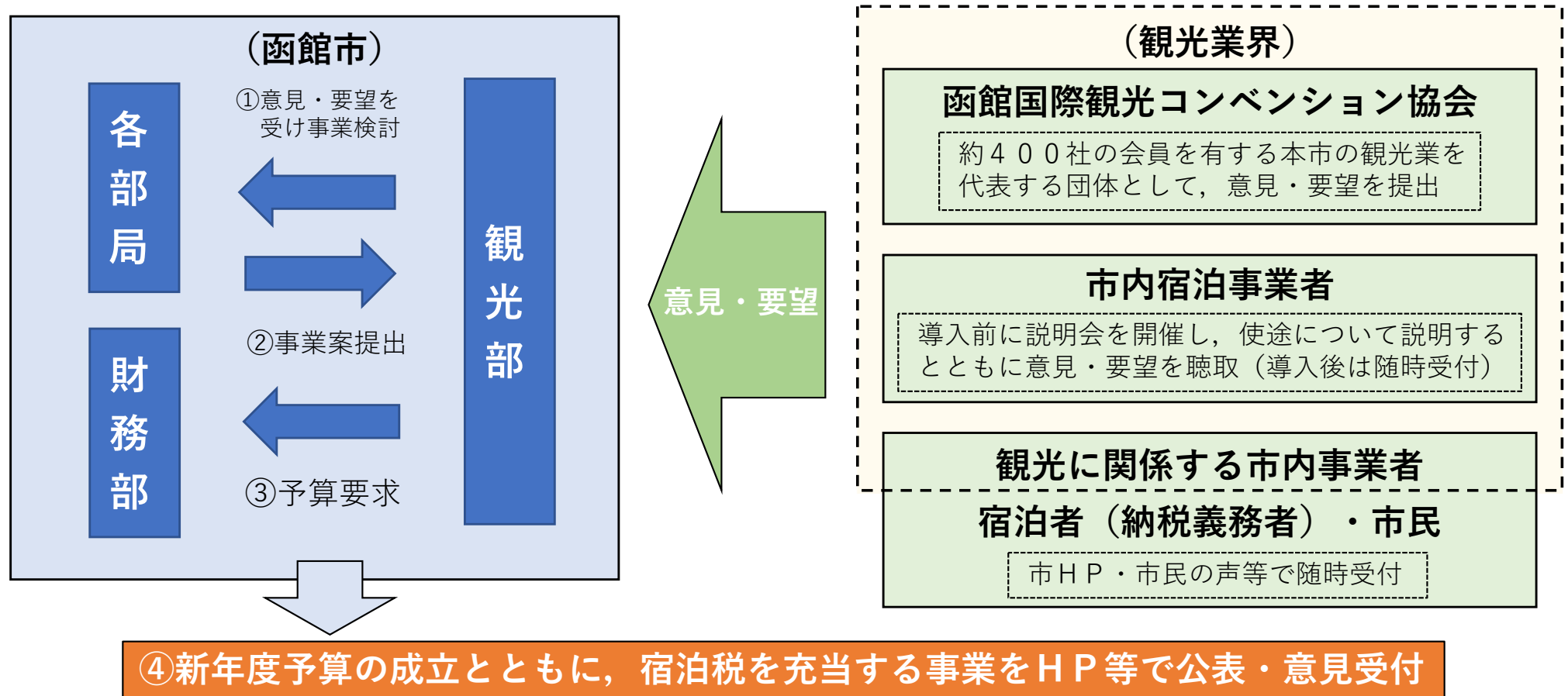
※ 北海道宿泊税は道内全域・市町村を跨ぐ広域的，効果が全道域に及ぶ事業に充当するが，本市の事業と重複しないよう情報共有により調整する。

3. 宿泊税を充当する具体的事業の決定過程について

進め方について

使途の透明化を図るため、観光事業者等の意見を伺い、宿泊税を充当する事業案を検討します。また、予算・決算は公表します。

- ⇒ 宿泊税を充当する事業については、観光事業者の代表的団体である函館国際観光コンベンション協会からご意見・ご要望を伺い、毎年度の予算編成に反映します。
- ⇒ 税導入前に宿泊事業者に対する説明会を開催し、ご意見等を聴取するほか、観光関係事業者や宿泊者（納税義務者）、市民からも随時ご意見等を受け付けます。



4. 宿泊税基金の設置について

設置目的

大規模事業の実施費用および税収・事業費の変動に対応する財源を積み立てるため、宿泊税基金を設置します。

⇒ 大規模事業実施年度まで計画的に積み立て、大規模事業に充当するとともに、不測の事態等により宿泊税収が充当事業費を下回る場合は、基金を繰出して対応します。

運用イメージ

